

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成29年10月9日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成29年10月9日(月)
午前10時から午前10時30分まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
議案第100号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第101号 衆議院議員総選挙における選挙人名簿への登録について
議案第102号 衆議院議員総選挙における選挙人名簿の調製について
議案第103号 直接請求の法定数の告示について
議案第104号 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票立会人の選任について
議案第105号 衆議院比例代表選出議員選挙における投票立会人の選任について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 高橋 康夫
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 岡部 聡 書記長補佐 山口 正弘
書記 須藤 博 書記 星野 直
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前10時

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、衆議院議員総選挙に係るもの6件で、お手元に配布しましたとおりでございます。
それでは、「議案第100号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○**山口書記長補佐** 議案第100号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○**本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第100号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○**本多委員長** 議案第100号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**本多委員長** 議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第101号 衆議院議員総選挙における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**山口書記長補佐** 議案第101号は、公職選挙法第22条第3項の規定により衆議院議員総選挙における選挙人名簿に登録される資格を具備している者

を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成29年10月9日（ただし、年齢については、平成29年10月22日）、登録日は平成29年10月9日、登録資格要件としては、（1）住所移転者が、平成29年7月9日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。年齢満18年以上の者が、平成11年10月23日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第101号 衆議院議員総選挙における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第101号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第101号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第102号 衆議院議員総選挙における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第102号は、公職選挙法第19条第2項の規定により衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成29年9月の定時登録者数30,999名から50名増の31,049名となりました。50名増の根拠といたしましては、抹消者数が108名、回復者が1名、新規登録者数が79名、新有権者数が78名となっています。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第102号 衆議院議員総選挙における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第102号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第103号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第103号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第103号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第103号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第103号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第104号 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第104号は、公職選挙法第38条第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものです。立会人については、自治会長、民生委員等をお願いをしております。

○本多委員長　ただ今、「議案第104号　衆議院小選挙区選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第104号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第104号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「議案第105号　衆議院比例代表選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐　議案第105号は、公職選挙法第38条第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院比例代表選出議員選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものです。立会人については、小選挙区選出議員選挙と同じ方を選任することとしております。

○本多委員長　ただ今、「議案第105号　衆議院比例代表選出議員選挙における投票立会人の選任について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第105号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第105号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記長補佐　次回の選挙管理委員会は、明日（10月10日）の17時30分から開催し、衆議院議員総選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの執行についての議案を付議する予定ですので、よろしく願いいたします。

○本多委員長　以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会　午前10時30分